

水道行政 新体制明らかに

国交省・環境省

国土交通省本省

水管理・国土保全局

<上下水道審議官グループ>

上下水道審議官 <技術>

- 官房審議官 (上下水道) <事務>
- 上下水道企画課
- 官房参事官 (上下水道技術)
- 水道事業課
- 下水道事業課

※ 流域治水をはじめ、一体的に取り組むべき課題については局全体で対応

国土交通省地方整備局

河川部

上下水道調整官

(地域河川課)

水道係

下水道係

※ 北海道開発局では建設部が所掌、水道係と下水道係は地方整備課に所属

国土技術政策総合研究所

上下水道研究部

上下水道研究部長

- 上下水道研究官
- 下水道エネルギー・機能復旧官
- 水道研究室
- 下水道研究室
- 下水処理研究室

※ 国立保健医療科学院の水道関係の組織は令和6年度中は引き続き科学院に存置

環境省 (水道水質・衛生行政)

水・大気環境局

環境管理課

水道水質・衛生管理室

ウェブ号外

詳細は日本水道新聞12月25日付で報道

水道行政移管後の体制・予算

■ 水道行政 新体制のポイント ■

- 組織、役職の名称には「上下水道」を冠した
- 国交省下水道部長を上下水道審議官（局長級）に格上げ
- 事務系の指定職となる官房審議官（上下水道）を新設
- 法規、経営は上下水道企画課が水道・下水道を一体所掌
- 予算は水道、下水道ともに官房参事官（上下水道技術）が総括
- 地方整備局では河川部地域河川課が水道、下水道の両事業を所掌
- 水道水質行政は環境省環境管理課水道水質・衛生管理室が所掌

政府は12月22日夕方の閣議で、令和6年度予算案を決定。予算案に関連し、来年4月に予定する水道行政移管後の組織体制の大枠が明らかになった。現在は厚生労働省が所管する水道行政について、国交省が水管理・国土保全局で下水道行政と一体で水道整備・管理行政の全般の事務を担い、環境省が水・大気環境局で水道水質基準の策定をはじめとする水道水質・衛生に関する事務を担う。

水道・下水道行政の要となる国交省の担当組織および役職の名称には、一般的なわかりやすさを重視し、「上下水道」を冠した。従来の水管理・国土保全局下水道部の体制に水道分野を加えて改組し、上下水道企画課、官房参事官（上下水道技術）、水道事業課、下水道事業課の3課1官体制となる。3課1官を指揮するのは、従来の下水道部長職が振替えたといった局長級の上下水道審議官と事務系の新設官員を指揮する。官房審議官で、指定職2名体制で「上下水道審議官グループ」を組織する。

上下水道企画課は、水道・下水道両事業の法規、経営、官民連携、国際分野等を所掌。同課に事務系のポストとして上下水道政策企画官を新設する。官房参事官（上下水道技術）は、水道・下水道の予算関連業務の総括を担い、技術開発等も所掌。下水道部流域管理官の業務も一部引き継ぐ。水道事業課は、現在の厚労省水道課の業務のうち、水道水質管理室を除いた枠組みをおおよそそのまま移し、同課内に水道計画指導室を置く。

注目された地方整備局等の体制は、「河川部」で水道・下水道を一体的に所掌。上下水道調整官と水道係を新設し、これまで建設部都市・住宅整備課に置かれていた下水道係を河川部に移す。水道係、下水道係とともに地域河川課の所掌となる。

水道水質・衛生業務を担う環境省では、組織要求通りに水・大気環境局環境管理課に水道水質・衛生管理室を設置。PFAS(有機フッ素化合物)対応の強化を目的に、現在の厚労省水道課の水道水質管理室の体制から増員が図られる。

研究機関に関しては、令和6年度中は国立保健医療科学院の水道関係部門について、従来の体制を維持する。一方、国土技術政策総合研究所の下水道研究室を新設。研究体制についても水道・下水道研究室を新設。研究体制についても水道・下水道研究室を新設。研究体制についても水道・下水道研究室を新設。